ことができる。前条第一項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことを理由として第三百五十条の八の決定が取り消された事件について、当該取消しの決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときも、同様とする。

第二条　刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　即決裁判手続」を

「第四章　証拠収集等への協力及び訴追に関する合意
第一節　合意及び協議の手続（第三百五十条の二―第三百五十条の七）
第二節　公判手続の特例（第三百五十条の七―第三百五十条の十）
第三節　合意の終了（第三百五十条の十―第三百五十条の十三）
第四節　合意の履行の確保（第三百五十条の十三―第三百五十条の十六）
第五章　即決裁判手続」

に、「第三百五十条の二・第三百五十条の三」を「第三百五十条の十六・第三百五十条の十七」に、「第三百五十条の四―第三百五十条の十二」を「第三百五十条の十八―第三百五十条の二十六」に、「第三百五十条の十三」を「第三百五十条の二十七」に、「第三百五十条の十四・第三百五十条の十五」を「第三百五十条の二十八・第三百五十条の二十九」に改める。

第三十七条の二第一項中「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について」を削り、「勾留状」を「勾留状」に改め、同条第二項中「同項に規定する事件について」を削る。

第三十七条の四中「第三十七条の二第一項に規定する事件について」を削る。

第四十条第二項中「第百五十七条の四第三項」を「第百五十七条の六第四項」に改める。

第百五十七条の四第一項中「（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。）」を「であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるもの」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「行う場合」の下に「（前項第四号の規定による場合を除く。）」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一　犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が同一構内に出頭するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認めるとき。

二　同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人の身体若しくは財産に害を加え又は証人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。

三　同一構内への出頭後の移動に際し尾行その他の方法で証人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定されることにより、証人若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。

四　証人が遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

第百五十七条の四を第百五十七条の六とする。

第百五十七条の三第一項中「次条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条を第百五十七条の五とし、第百五十七条の二を第百五十七条の四とし、第百五十七条の次に次の二条を加える。

第百五十七条の二　検察官は、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項についての尋問を予定している場合であつて、当該事項についての証言の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、あらかじめ、裁判所に対し、当該証人尋問を次に掲げる条件により行うことを請求することができる。

一　尋問に応じてした供述及びこれに基づいて得られた証拠は、証人が当該証人尋問においてした行為が第百六十一条又は刑法第百六十九条の罪に当たる場合に当該行為に係るこれらの罪に係る事件において用いるときを除き、証人の刑事事件において、これらを証人に不利益な証拠とすることができないこと。

二　第百四十六条の規定にかかわらず、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができないこと。

裁判所は、前項の請求を受けたときは、その証人に尋問すべき事項に証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問を同項各号に掲げる条件により行う旨の決定をするものとする。

第百五十七条の三　検察官は、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項について証言を拒んだと認める場合であつて、当該事項についての証言の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、裁判所に対し、それ以後の当該証人尋問を前条第一項各号に掲げる条件により行うことを請求することができる。

裁判所は、前項の請求を受けたときは、その証人が証言を拒んでいないと認められる場合又はその証人に尋問すべき事項に証人が刑事訴追を受け、若しくは有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、それ以後の当該証人尋問を前条第一項各号に掲げる条件により行う旨の決定をするものとする。

第百八十条第二項中「第百五十七条の四第三項」を「第百五十七条の六第四項」に改める。

第二百三条第四項及び第二百四条第三項中「第三十七条の二第一項に規定する事件について」を削る。

第二百五条第五項を削る。

第二百七条第二項中「を告げ、第三十七条の二第一項に規定する事件について勾留を請求された被疑者に対しては、」を「及び」に改める。

第二百七十条第二項中「第百五十七条の四第三項」を「第百五十七条の六第四項」に改める。

第二百八十一条の二中「第百五十七条の三第一項」を「第百五十七条の五第一項」に、「及び第百五十七条の四第一項」を「並びに第百五十七条の六第一項及び第二項」に改める。

第二百九十二条の二第六項中「第百五十七条の二、第百五十七条の三及び第百五十七条の四第一項」を「第百五十七条の四、第百五十七条の五並びに第百五十七条の六第一項及び第二項」に改める。

第三百一条の次に次の一条を加える。

第三百一条の二　次に掲げる事件については、検察官は、第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる書面であつて、当該事件についての第百九十八条第一項の規定による取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。第三項において同じ。）又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。第三項において同じ。）の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関し、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を第四項の規定により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならない。ただし、同項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による記録が行われなかつたことその他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないときは、この限りでない。

一　死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

二　短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件